

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局

（平成 29 年度）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 会計（公益財団法人仙台市医療センターの会計）</p> <p>（6）会計方針適用の根拠不足</p> <p>仙台市医療センターの職員数は 732 人（平成 28 年度）であることから、退職給付債務の見積りに簡便法を適用することの適切性が問題となる。</p> <p>この点につき、仙台市医療センターの説明によると、原則法と簡便法の差異に重要性が乏しいため、簡便法を適用している、とのことである。</p> <p>しかし、原則法と簡便法の差異に重要性が乏しいとの判断を裏付ける根拠がないため、例外的処理である簡便法を適用する合理的根拠が認められない。</p>	<p>退職給付債務の見積りについて、公益法人会計基準に則り、平成 30 年度決算から原則法を適用し、所定の会計処理を行った。</p>